

## 令和5年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年6月14日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 常任委員会視察報告について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 8 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度御宿町一般会計補正予算第1号)
- 日程第10 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度御宿町一般会計補正予算第2号)
- 日程第11 議案第 4号 夷隅環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議  
について
- 日程第12 議案第 5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 7号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する  
請願書
- 日程第18 請願第 2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に  
関する請願書

---

本日の会議に付した事件

日程第18まで議事日程と同じ

追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関するの提出意見書について

追加日程第2 発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

---

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	渡邊和弥君
産業観光課長	埋田禎久君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

---

事務局職員出席者

事務局長 市原茂君 主事 市川可奈君

---

### ◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問に対する答弁、議案説明及び質疑応答については、起立して発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部ともに上着を脱いで結構です。

(午前10時01分)

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。2番、田中とよ子さん、5番、立野暁広さんをお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとし、諸般の報告、常任委員会視察報告の後、2人の一般質問を行い、報告第1号、第2号の報告を行い、議案第1号から第9号並びに請願第1号、第2号を順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和5年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、予算の繰越しに係る報告2件、専決処分の承認3件、規約改正に関する協議1件、条例案4件、補正予算案1件、計11件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書については、令和4年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本議会に報告するものでございます。

報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてですが、令和4年度御宿町一般会計における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)は、地方税法等の一部を改正する法律及び関連法令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日施行の改正に含まれていることから、地方自治法第179条第1項の規定に

より、御宿町税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日に専決処分したものであります。

主な改正内容につきましては、個人住民税や軽自動車税に係る課税の特例期限の延長等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度御宿町一般会計補正予算第1号）でございますが、国の新型コロナウイルス感染症の重症者を減らすことを目的とした令和5年度のワクチン接種体制確保事業への対応として、本町として引き続き速やかにワクチンの集団接種を進めるため、補正予算の専決処分を行ったものでございます。

本予算につきましては、町民の暮らしを守るものとして特に緊急を要するもので、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和5年4月1日に、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年度御宿町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたものでございまして、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。補正額は、歳入歳出ともに1,572万6,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,272万6,000円とするものであります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度御宿町一般会計補正予算第2号）につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、国が特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うもので、本町としても迅速に事業を実施するため、補正予算の専決処分を行ったものでございます。

本予算につきましては、町民の生活を守るものとして特に緊急を要するもので、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和5年4月21日に、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。補正額につきましては、歳入歳出ともに343万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を37億3,616万1,000円とするものであります。

議案第4号 夷隅環境衛生組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてですが、夷隅環境衛生組合の正副管理者は、組合格約において各1人と規定されておりますが、執行機関体制の強化を目的として副管理者を2人に改正し、また、本改正により組合を組織する関係市町の全ての長が正副管理者となることから、関係市町における組合議員の選出等について所要の改正を行うため、規約変更に関する協議について提案するものでございます。

議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、森林環境税の導入に伴う個人住民税の賦課徴収方法や特定小型原動機付自転車区分の新設による軽自動車税種別割の改正等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、課税限度額の引上げと軽減措置の所得判定基準の引上げ等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例案につきましては、去る5月15日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

議案第7号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、印鑑証明書等のコンビニ交付の導入及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第8号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地域防災の要である消防団員の確保のため、社会情勢の変化から、消防団活動に意欲はあるものの活動に従事できない団員に対応するための休団制度の整備をするものでございます。

議案第9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号ですが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに6,778万3,000円を追加し、補正後の予算総額を38億394万4,000円とするものでございます。

本補正予算の内容につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、価格高騰の影響を受けている低所得世帯や子育て世帯、また医療機関、介護事業者、公共交通事業者等へ給付金支援を行うほか、省エネ家電買換え促進に係る負担軽減のための補助金対応、さらには、アフターコロナに向けた地域観光業への支援や砂丘橋の仮設床版設置工事、B&G体育館整備事業の財源更正に伴う地方債の増額などの予算措置をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりで

ございます。

諸般の報告について。

5月8日より新型コロナウイルスの位置づけが感染法上において5類感染症へと移行されまして、感染症対策は、流行状況やリスクに応じて、マスクの着用など個人の判断に委ねられることとなりました。

一方、ワクチンの接種ですが、65歳以上の高齢者をはじめ、重症化リスクが高い方を中心に、引き続き自己負担なく接種ができる体制を整えており、当町におきましては、5月30日から8月末までを予定しております。これにつきましては、予算の専決処分を行っており、後ほど議案において承認を求めるものでございますが、町民が安心して社会活動ができるように、集団接種事業を進めてまいりたいと考えております。

今度の6月18日日曜日になりますが、千葉県消防協会夷隅支部消防操法大会が4年ぶりに開催されまして、御宿町からは第1分団が出場いたします。消防団員は、ふだん仕事を持ちながら、夜遅くまで一生懸命訓練に励んでおられますので、当日はその成果を遺憾なく発揮されることを期待しております。

また、来月には海開き、プール開きとともに、中学生の海と山の子交流事業を予定しております。新型コロナウイルスが5類に引き下げられてから初めての夏を迎えまして、これまで制限されてきた行動を踏まえますと、来訪者数の回復も期待できるところですが、御宿に訪れたお客様が安全で安心して過ごせるよう準備を進めるとともに、地域経済の回復、地域活性化に努めてまいり所存でございます。

以上、諸般の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎常任委員会視察報告について

○議長（土井茂夫君） 日程第4、常任委員会視察報告について、藤井産業建設委員会副委員長から報告を求められておりますので、これを許可します。登壇の上、発言願います。

（6番 藤井利一君 登壇）

○6番（藤井利一君） 6番、藤井です。

過日、常任委員会の視察がございましたので、報告をさせていただきます。

総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会合同の行政視察を行いました。

本年は、産業建設委員会の主催により、去る4月20日に、国の天然記念物であり、絶滅危惧

種にも指定されているミヤコタナゴを飼育している施設、井の頭自然文化園、21日には、塗装技術により建物など強度や改修などに取り組む株式会社染めQテクノロジーを視察いたしました。

内容につきまして報告いたします。

東京都武蔵野市にある井の頭自然文化園は、昭和17年に開園した歴史ある施設であり、都会の中に自然が豊かで、人々の憩いの場、ゆったりとくつろげる散策の場として地域に根差した動物園です。その中にミヤコタナゴなどの魚類や両生類、水生昆虫、水生植物などの淡水の生き物が生息する環境を凝縮し、分かりやすく展示している水生物館があります。そこで飼育されているミヤコタナゴは御宿産であり、千葉県立中央博物館からやってきたミヤコタナゴということで、対面した際には大変感慨深いものがありました。

御宿町においては、現在、実谷地先に生息地があるものの、非常に少ない個体となっていることから、自然での生息環境の維持が非常に難しい状況であります。町では、今年度から公民館でビオトープ水槽を設置して、二枚貝の飼育を行いながら、御宿産、ミヤコタナゴの種の保存を行うと伺いました。

天然記念物であるミヤコタナゴは、絶滅したら二度と戻らないことを改めて認識するとともに、井の頭自然文化園をはじめ、名古屋の東山動物園にも御宿産のミヤコタナゴが生息していることが分かり、心強く思った次第です。町の予算では限られた施策しかできないことを踏まえ、国・県と協力してミヤコタナゴ保護事業を実施していかなければならないと、今回の視察で改めて感じました。

続いて、茨城県五霞町にある株式会社染めQテクノロジーは、平成14年に設立された会社で、主に塗装からスタートし、大改修時代、染めQが担うということを目標に掲げ、物への改修にも力を入れている会社です。塗装技術を応用し、あらゆるものの劣化を止め、老朽化したものを壊すことなく再生し、強度の復元まで実現した先端塗装技術などを視察しました。この技術は限界はあるものの、我が町にある老朽化した公共施設、建物や橋などを長寿命化できる可能性を秘めています。今後、町の財政がさらに厳しくなる中、建て替え工事や改築を安易に選択することなく、このような新しい技術を研究し、取り入れていくことが重要だと感じました。

最後になりますが、今回の視察に快く対応していただきました井の頭自然文化園及び染めQテクノロジーの関係者の皆様、そして同行願いました議会事務局長に深く感謝を申し上げます、視察報告とさせていただきます。

以上です。



○議長（土井茂夫君） 以上で常任委員会視察報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問については3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

---

◇ 藤 井 利 一 君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、6番、藤井利一さん、登壇の上、ご質問願います。

（6番 藤井利一君 登壇）

○6番（藤井利一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、带状疱疹のワクチン接種費用の助成についてであります。

最近、テレビで带状疱疹のお話ですと度々放映されています。带状疱疹は水疱瘡と同じウイルスで受ける皮膚の疾患です。子どもの頃にかかった水疱瘡のウイルスが体内に長期間潜伏し、過労やストレスなどで免疫力が低下した場合などに再活性化し、発症することがあります。50歳代から発症率が高くなり、80歳代までに3人に1人がかかる病気と言われております。

症状は腹部、頭部、顔面などに現れ、重症化すると失明、難聴、顔面麻痺などの合併症となります。痛みはぴりぴりと刺すような痛みから激しい痛みになる場合もあります。また、このような症状が収まった後にも、2割の人が带状疱疹神経痛として現れてきます。

これらの激しい痛みや後遺症の心配から、ワクチン接種を希望する人も多くいます。費用は多額ではありますが、予防ワクチン接種をすることにより带状疱疹の発症を回避できますので、インフルエンザなどと同様の助成ができたらと考えます。

この助成については、いすみ市などでは既に始まっているようであります。御宿町のワクチン接種費用に対する助成事業について、住民、特に高齢者への助成に対する考えを伺います。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 子どもの頃に水痘、水疱瘡にかかると水痘・带状疱疹ウイル

スが体の中で長期間潜伏し、加齢等により免疫が低下したときなどに带状疱疹として発症することは、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

予防といたしましては、できるだけ健康的な生活習慣を保つことが大切ですが、50歳以上の方につきましては、ワクチンを接種することで発症予防、重症化予防が期待できるとされております。

現在、带状疱疹ワクチンは任意接種で、予防接種法に基づく公費接種制度がありません。そこで、独自に公費助成制度を創設し、接種費の個人負担を軽減することで罹患予防を図る市町村が増えております。千葉県内では6市町村で助成制度が運用されております。いすみ市が令和4年4月から、鎌ヶ谷市が同年11月、我孫子市と神崎町が令和5年1月、長生村と東庄町が令和5年4月から事業を開始しております。

ワクチンは、不活化ワクチンと生ワクチンの2種類で、より効果が高い不活化ワクチンは2回接種する必要があります。医療機関により多少の差はございますが、接種費用は1回2万円程度、2回で4万円の費用負担が必要です。この場合の助成額を1回1万円、2回で2万円としているのは4市町村、1回5,000円、2回で1万円は2市でございます。もう一方の生ワクチンは1回接種で完了し、接種費用は8,000円程度ですが、助成額4,000円が3市町村、2,000円が1市、助成の対象外としているのが2市町でございます。

○6番（藤井利一君） ありがとうございます。

带状疱疹のワクチン接種は、高齢者が健康で安心して暮らすために必要な医療と考えます。財政負担を考慮すると大変厳しい状況にあると思いますが、実現に向けて事業化の検討を要望いたします。

続いて、1年経過した全町公園課についてであります。

令和4年より全町公園課が新設されました。全町公園課は、他市町村の方が耳にすれば関心を抱くインパクトのあるネーミングではありますが、町民からは全町公園課はどんな仕事をしているのかとよく聞かれます。まだまだ町民の全町公園課に対する理解度は少ないのではないかと思います。環境美化などだけでなく、清掃センター業務やごみの回収などの仕事をしていることがあまり知られてないようであります。仕事の内容を広報、ホームページなどで再度町民にお知らせしたほうがよいのではないかと思います。

新設の初年度ということで、課長はじめ職員の皆様は大変だったと思いますが、令和4年度はどのような仕事をしてきたのか、実績の報告を伺います。また、令和5年度はどのような事業を展開していくのかを伺います。

○議長（土井茂夫君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 令和4年度はどのような仕事をしたのかというご質問でございますが、全町公園課は、美しい自然環境の中にある御宿町全体がより一層公園のように美しい町であってほしいとの願いから、町ぐるみできれいな町並み景観の構築に積極的に取り組むため、環境部門の独立と公衆トイレ施設や自然公園の管理など事務の一元化を行い、環境美化、景観美化を行うため、新たな課としてスタートいたしました。

令和4年度は、これまでの環境部門の日常業務に加え、案内看板や標識等の点検に伴う管理者への改善依頼の拡充や、新たに産業観光課から引き継ぎました花壇やヤシの維持管理、街路灯の維持管理、月の沙漠記念公園内の月見草や歌碑周辺整備、メキシコ記念公園やドン・ロドリゴ上陸地周辺整備など、景観美化を行いました。また、御宿駅西側遊休農地の環境整備に向け、所有者調査や検討会の準備、水質浄化への取組の研究を行いました。

令和5年度の事業展開につきましては、令和4年度に実施した事務事業に加え、月の沙漠通りにありますヤシの植栽サークルについて、2か所の試掘を実施しましたので、この試掘箇所の土壌について、腐葉土等により土壌の改良をし、ヤシの苗を試験的に植栽し、ヤシの生育の状況を見まして、次のステップに進みたいと考えております。

また、水質浄化について、微生物による分解速度の速い石けんの検討を行い、この原料となる食用油の廃油の回収についても、環境面、温室効果ガス削減にも寄与すると考えております。

また、公共用水域の水質環境に大きく影響を与える各家庭や事業所の浄化槽維持管理状況について、地域振興事務所や千葉県浄化槽協会などのご協力をいただきながら、しっかりと管理されているかどうか調査、確認を行っていきたいと思います。

また、引き続き河川へのフルボ酸鉄の投入や、そのほか水質浄化への手法、手段について、広く研究、検討していきたいと思います。

御宿駅西側遊休農地の景観美化促進についても、長く雑草が繁茂する状態のため、景観の美化だけではなく、環境衛生面や防災面で解消が求められていますので、農地所有者のご協力をいただきながら、繁茂する雑草の解消に向けた管理を行っていくとともに、地域ぐるみで今後の方向性を検討していければと考えております。

以上です。

○6番（藤井利一君） ありがとうございます。

記念館前の花壇や町内のところどころには、季節ごとにきれいな花が咲くようになっています。しかし、まだ町民が全町公園課を理解していないようですので、これまでの建設環境課と

どこが違うのかというようなところをもっと広報すべきではないかというふうに思っています。

次に、国道128号線沿いの旧第2分団の跡地であります、以前にも提案したことがありますが、相変わらず赤いコーンとロープに囲われたままです。国道沿いの見えるところというところであり、全町公園課の町としてはあまりイメージがよくないのではないかと考えております。

高齢者や子連れのお母さんなどの住民が利用できるような休憩所や花壇などを設置し、きれいに整備してはどうかと思うのですが、町の考えはいかがですか。

○議長（土井茂夫君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 旧第2分団消防庫の跡地につきましては、消防施設用地として新町区より借用しておりました。消防庫の取壊し後、新町区へお返しした新町区の所有地でございます。

全町公園課としましては、現段階で町内への小公園の設置は考えておりませんが、高齢者が徒歩での外出の際、幾度か休憩をしながらお出かけになられていることは耳にいたしております。小公園とはいきませんが、ちょっと一息腰を下ろせる場所の提供は、交通上の安全や付近の影響などを踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○6番（藤井利一君） 景観美化や環境美化という大変大きな政策目標を持った全町公園課です。町民清掃などの住民協力を得ながら、町内全域が公園であるような町づくりをし、そしてそれが定住化促進の一助となることを期待いたします。

最後に、町有地、御宿町須賀2208-96についてですが、この町有地に建っている建物は老朽化し、さびついた鉄骨だけの廃墟となっており、全町公園課のある町としては、景観美化上あまりよくありません。速やかに撤去したほうがよいのではないかと思います。また、町として、その町有地の跡地の利用についてはどのように考えているのかを伺います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 御宿町須賀2208-96の町有地上にある老朽建物の撤去についてお答えいたします。

議員のご指摘の老朽建物については、長期にわたって放置されていたことから、コンクリートがひび割れ、さびた鉄骨がむき出しになっており、周囲の環境に悪影響を与えるおそれがございますので、早急な改善が必要と認識しております。このことから、町では令和5年度当初予算に老朽建物の解体事業費を計上しておりますので、安全面、景観面からもできる限り速や

かに対応したいと考えております。

現在、解体の事務手続を進めている中で、廃材処分費に不足が生じたことから、本定例会に補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○6番（藤井利一君） 撤去したら跡地の有効利用を検討していただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（土井茂夫君） 以上で、6番、藤井利一さんの一般質問を終了します。

---

#### ◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 続きまして、11番、北村昭彦さん、登壇の上、質問願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） 11番、北村でございます。お許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、地域おこし協力隊のチームづくりについてというテーマで、1点に絞ってお伺いをしたいと思います。

まず、この地域おこし協力隊という制度ですけれども、総務省の施策として平成21年度に創設をされました。都市部から我が町のような地方の小さな町に人材を募集して、地域が抱える様々な課題を解決してもらうような活動を委嘱できると。そのための人件費や活動費、こういったかかるお金を国が年間、今、総務省のホームページを見ると、年間480万円を上限にと書いてあります。1人につき480万円というすごく大きなお金を出してくださるということで、人材不足に苦しむ地方の小さな町にとっては非常にありがたい制度であります。

我が町でも、この制度を活用して都市部の人材を積極的に受け入れ始めて、はや5年ほどたったのではないかなと思います。

私自身が10数年前に、地域おこしのためのNPO法人の職員としてこの町に呼んでいただいたということもありますので、制度は違えど、非常に親しみを感じながら近しい存在だなという思いで、この5年間、地域おこし協力隊の隊員さんたちを見守りつつ、手伝えることがあれば手伝ってきたというふうに、個人的には非常に思い入れのある施策の一つでもございます。

この間、今申し上げたように見てきた中で、本当に喜ばしいのは、たくさん隊員さん活躍されて、2年から、あるいは3年程度の任期を終えた後も、そのうちの何人かはこの町に住み続けてくれて、しかも中にはお子さんも産んでくれたりとか、非常に明るいニュースあるい

は明るい兆し、今までになかった、御宿町になかった新しいものを、退任した後も生み出し続けてくれているということで、非常に喜ばしく思っておりますし、私自身も負けないぞと、自分もまだまだこの町に恩返しがい切れていないなという思いもありますので、同じように切磋琢磨しながら新しいことにチャレンジしていきたい、そういう仲間であり続けたいという気持ちでおります。

前置きが長くなっちゃったんですが、そういった地域おこし協力隊に関して、この5年見てきた中で、いろいろ新たな課題も見えてきているのではないかなというふうに思っております。

その中でも、こちらの通告にも書かせていただきました、タイトルにもなっていますけれども、そろそろ単発、1人単独での活動ではなくて、チームで活動できるような体制を整えてあげるといことについて検討を始めていただいてもいいのかなと、ぜひそうしていただきたいなという思いがあります。

これは、制度としては10数年、全国でたちましたし、昨年度のデータですと、六千数百の方が全国で今活躍をされていて、それぞれやっぱり、やってみて見えてきた課題というのがどこの町にでも出てきて、そういった情報が、インターネットなんかを見るといろんなところで整理されて、じゃどうしようかということが始まっている中で、チームとして活動できたほうがいいんじゃないかと。どうしても孤立してしまう人が出てくる、あるいは、やっぱり1人より2人、2人より3人ということで、この文章にも書きましたけれども、1足す1は2ではないということなんですよね。

私自身、NPOの活動のほうで、最初の数年は3名のチームで活動させていただいて、それぞれ得意分野を持ち寄って、苦手分野をカバーし合って、非常に活動しやすかったんですが、なかなか資金面で経営が難しくなったということもあって、職員私一人という状況になって、その状態で長く、10年近く活動した経験がございます。

やはり二、三人でやっていたことが1人になると、作業の効率含めて人数どおりではないんですよね。3人が1人になったから3分の1になったかという決してそうではなくて、やれることが5分の1になったとか、あるいは自分の力不足もあるかもしれないんですが、本当に10分の1ぐらいしかできていないんじゃないかなというふうに、苦しい思いを続けてきた経緯もございます。

そういう意味で、今、現役の地域おこし協力隊の皆さん、数名が今も活躍してくださっていて、担当職務は違えど、協力できるところは協力しながらやってくれているなというふうには見ておりますが、やはり近隣の事例なんかを見ておりますと、一つの業務に複数の隊員さんを

配置してあげる。1人が退任する、あるいは活動の中でほかの業務に移っていく、あるいは、なかなか地域、地元になじめずに国元に戻ってしまう。いろんなことが起きていっても、複数名でチームを組んでいけば、翌年度にまたつながっていくということがありますし、いろんな意味で、先ほどから申し上げているように、1足す1は2ではない、2倍、3倍、5倍、大きさに言えば10倍ぐらいの効率が上がるということもあるなというふうに感じている次第でございます。

ということで、つきましては今後どのようにお考えですかということを知りたいんですが、まず通告どおり、現状どんな感じでの施策に取り組んでいらっしゃるかということについて伺ってきたいと思います。

1つ目です。現在、御宿町には地域おこし協力隊の方が何人活動されていて、また今年度は何人募集する予定なのか、まずこれについてお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 現在、御宿町の地域おこし協力隊員数と今年度の募集予定についてお答えいたします。

現在、特産品開発と移住・定住促進事業など、2名の協力隊員が地域課題の解決や活性化に取り組んでいただいております。

今年度の隊員募集でございますが、農業振興と観光振興の強化促進事業の取組といたしまして、2名の協力隊員の募集を予定しております。

以上でございます。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

現在2名、それから追加で2名ということで、今のご答弁ですと、あまり細かい、詳しい業務内容はお聞かせいただけませんでしたでしたが、タイトルというか、項目の名前を聞くだけで、どうも先ほど私が申し上げたような一つの業務にというわけではなくて、新たな業務という形での2名の追加ということでよろしいのでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） そうです。新たな業務ということで2名新しく募集します。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

そういう意味では、特産品開発と移住・定住みたいところで、2つの業務を2人のそれぞれの隊員が活躍していただいているところに、新たにそれぞれ、さらに新たな業務を2つ、2名追加で募集するというので、いい人が見つかって来ていただければ、4つの事業に対して

4つの隊員さんが、今年度は活躍される形になるということと理解いたしました。ありがとうございます。

そんなところで、2つ目の質問なんですけど、今までも募集したけれどもなかなか集まらなかったとか、あるいは募集かけて一応応募はあったんだけど、面接してみて、ちょっとマッチしなかったみたいなことも、今まであったというふうに伺っています。

今のところの募集、応募の状況とかというのは、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 現在の募集状況についてお答えします。

産業観光課においては、現在、農業振興活動について1名と観光振興活動について1名の計2名を募集しています。今のところ応募がない状況ですが、早期に活動開始できるようにしたいと考えています。

答弁を終わります。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

応募がないということは、これは先ほど、全国でいろんな自治体が、1,000以上の自治体がこの制度を利用して活動されていて、多くの自治体が苦戦している、悩みとして抱えている課題の一つが、やっぱり応募しても人がなかなか来てくれないというのが、どこの自治体の悩みでもあるというふうに伺っています。実は私の今回の提案、提言は、そこに関しても非常に大きく絡んでくるなというふうに思っています。

つまりは、各隊員さん、多くの場合、SNS等で日々の活動状況や、もっと言うと各隊員の気持ち、心情なんかも素直に表現されていたりということがあるかと思います。そんな中で、第2、第3の協力隊候補、つまり地域おこし協力隊、面白そうだな、ちょっと応募してみようかなというふうに検討を始めている方たち、迷っている方たち、あるいはどこの地域おこし協力隊が面白そうかなというふうに通ろうとしている人たちにとってみると、やっぱり今現役の隊員さんたちがどのように活躍しているのかというのが大きな判断材料になっていると思うんですね。

どうもこの町は、隊員さんたち個別には頑張っているけれども、ちょっと孤立しがちで苦労しているのかなとか、あるいは、この町は何かみんなでわいわい楽しそうにやっているなというようなことが、そういう日々のSNS等の発信でありありと伝わってくると思うんですよね。そんなところも考えると、1人で一つの業務というよりは、チームで活躍しているという姿、あるいはそういう状況がSNS等で発信されていくということが、次の募集にも大きく響いて



くるんじゃないかなというふうに思っています。

そんなことも含めて、③の質問にいきます。ずばりなんです、今、くどくど申し上げていたとおりです。一つの業務に複数の隊員を今後任命していくというお考え、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 一つの業務に複数の隊員を任命する考えはあるかということですが、現在、隊員1人でそれぞれの業務活動に取り組んでいる中で、隊員同士の情報交換や協力隊OB、OGの皆さんと連携を図りながら取り組むケースもあると伺っております。

このようなことから、今のところ、すぐには複数の隊員を任命する予定はございませんが、取組の内容によっては複数の隊員で活動するメリットもございますので、業務の内容や活動の実態等を踏まえまして、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

すぐにはというご答弁で、ちょっぴり残念だなというふうには思っているんです。というのも、この場で一般質問という形では今回初めてなんです、結構前から、ぜひ複数でということは申し上げてきたので、これからご検討いただけるということで、半分はよかったなことなんです、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

メリット、デメリット、どんな物事にもあると思います。一つの業務に複数充てるということに関しても、デメリットもやはりあると思うんですね。特に受入れ側、役場の担当職員さんというか、地域おこし協力隊の面倒を見る立場になる方にとっては、少しプレッシャーというか、現実問題仕事も増えるということは当然あるかと思えます。

そんなことも含めて、4つ目の質問になるんですが、チームごとに親身になってサポートしてくれるような、言わば面倒見役のような立場の人をつけてあげるということで、今申し上げたような現場の職員の方たちの負荷を下げるだけでなく、そういう消極的な話ではなく、もっとプラスの面で、これは今まで見てきた中で、理想をいえば役場の担当、地域おこし協力隊の担当というか、庁舎内での面倒見役の方たちと、それから現場の地域おこし協力隊の方、理想を言えば、一丸となって身も心も一つのチームになればということが、それが理想だと思うんですが、やはり立場があまりに違うというところで、なかなかそうもいかない場面も出てきたりとか、場合によってはかなり溝が深まっていってしまうとかということも、今までだとそういうケースもあったんじゃないかなと思います。あるいは、ほかの自治体でもそういう話もよ

く聞きますし、容易に想像できるという意味では、間に入ってくれる人が1人以上いてくれるといいんじゃないかなというふうに思っています。

実例としても、私が非常に親しくさせていただいていて、この場でも何度か話を出している大多喜町の林業の地域おこし協力隊のチームが、やっぱり面倒見役の親方、師匠がついて、その下に4名、5名の隊員さんたちが複数の代にわたって常に在籍していて、3年たった先輩から卒業して行って、そして事業を起こして仕事を始めて、次の年、卒業した後輩たちは、実際に卒業した後の仕事としてもまた協力し合いながらやっていく。親方もその仕事、つまり退任した後もずっと面倒を見続けてくれるというようなことが行われていて、そのサイクルが回り始めている。

これはどんな業務にも当てはまるかという、なかなかそうもいかないとは思いますが、でもそういうイメージをぜひ持った上で、そういうビジョンを描いた上で地域おこし協力隊を募集する。描いたとおりにはないことがあるというのは、当然そうだと思うんですが、でもやっぱりビジョンを描いて、それに向かってやってみよう。うまくいかなかったらまた修正するけれども、常に軌道修正しながらもビジョンを描き続ける、語り続けるということは、やっぱり大事なんじゃないかなというふうに思いますので、そういった意味でも、一つの業務に複数の隊員を任命して、しかも面倒見役もつけてというようなビジョンを、すぐというわけにはいかないというのは分かりますけれども、例えば来年度以降、そういったビジョンを描いた上で、ちょっと仕切り直していくとか、次のステップ、御宿町としての地域おこし協力隊の取組についての次のステップに入っていくということを、ぜひ前向きにご検討いただけたらなというふうに思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 地域づくりという大きなテーマの中では、協力隊がOB、OG含め、地域と一体となって進めていかなくちゃいけないと思っております。

先ほども答弁いたしましたけれども、事業を進める中で、地域の実態に応じた中で隊員の募集だとか、そういった関わりについて検討してまいりたいと思っておりますので、またご意見があればお聞かせいただければと思っております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

これは、今、課長ご答弁いただきましたけれども、先ほど申し上げたとおり、ビジョンというか、この町をこれからどうしていくかという部分の話ですので、ぜひ町長にもお話を伺いた

いんですが、いかがでしょうか。

この質問の部分のお尻にも書いてあるんですが、課長の話にもありました、協力隊のOBでもいいですし、あるいは地元の世話好きの方でもいいと思うんです。本当に親身になって、何でも公私かかわらず、いろんなことを相談できる人というのがいてくれるというのは、本当に心強いと思うんですよね。

知らない町に一人で移り住んで、やったことのないことに挑戦をするという意味で、これはなかなか、ハードといえばハード、やりがいのある仕事だと思うんですね。そこに1人でも2人でもそういう味方がいてくれるということは、これは協力隊の隊員さんにとっては非常に心強いと思いますし、結局、心強い、そして活動しやすい、力が発揮しやすいという環境を整えてあげるということは、この町にとって間違いなくプラスになることでもありますので、要は繰り返しになりますが、今私が申し上げたような思いとかビジョンを町長も持っていて、日頃から、あの人、協力隊の面倒見役をやってもらったら、あの人だったらびったりだなとか、そんなことを日々ちょっと頭の片隅に置きながら過ごしていただくと、きっといい方が御宿にたくさんいらっしゃると思うんですよね。この業務だったらあの人びったりだなみたいなことを思いながら、次のステップに向けて準備をしていただいて、例えば来年度とか、そんなふうにお考えいただけたらなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員さんから、地域おこし協力隊に対する様々なご提言ありがとうございます。

町づくりにおける地域おこし協力隊の重要性についてのご意見だったと思うんですけれども、先ほどお答えしましたように、地域おこし協力隊、現在は2名なんですよね。移住・定住関係、また産品開発関係、やっていたいただいていますけれども、月に1回報告書が上がってくるんですが、報告書だけ見ても中身が見えないというか、実際どうなのかなというのが分からない部分がある。私は、そんなに多くはないんですが、この1年、1年半で複数回、お茶飲んだり食事をしましたけれども、そうすると少しお考えが伝わってくるんですよね。

今、ご提言、ご意見を聞いて感じたことは、できたら月に1回ぐらいは合同会議的なものを、横の連携というのはやったほうがいいんじゃないかなと、この場でちょっと浮かんだんですけれども、そういうことが1点ございます。

それと、やはりご指摘、ご発言の中にもありましたけれども、既に地域おこし協力隊を終えて、現在、御宿町に家庭を持つ、生活の根拠を持っている方もいらっしゃいまして、本当にあ

りがたいなと思いますけれども、同時に、任務を終えても何らかの形で御宿のためにまちおこし、地域おこしに協力していただいている方もいます、住所を構えてですね。同時にまた、終了の方で東京を中心に生活しているだけけれども、たまに帰ってこられるとか、あるいはやった方の友人が御宿を起点に活動して、起業等の考えを持っている人もいますので、そういう意味ではまさに、一般的にいえば、私は御宿町における地域おこし協力隊の人たちは一生懸命やっていたいなと思っています。同時に、今後、今ご提言にありましたように、いかにこういう皆さんの力を発揮していただけるかと、そのような検討、体系をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと。

例えば、ビジョンと言いましたけれども、移住・定住関係とか企業誘致とか、あるいは産品開発、農業、観光においても、いろんなテーマが、重要なテーマがありますので、そういう中で掘り起こして、何らかのビジョン体系をつくっていければなど。非常に重要なことがございますので、検討させていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

町長から、地域おこし協力隊の今後について、力を発揮していただけるような体系をつくりたいというはっきりとしたお言葉がいただけたのは、非常に私にとってもうれしいです。本当にそこに尽きると思うんですね。

同じ人間でも、環境というか、力を発揮しやすい土壌が育っていれば、2倍も3倍も力が出ると思いますし、そういう輪がこの町に今まで以上にどんどん広がっていくと、やっぱり地元の方たちと一緒にそうやって協力していかないと、人材不足というのは、特に若い力というのは、どう考えても、僕が御宿でお世話になり始めて10数年たって、この間にも、やっぱり若い力がどんどん頭数が現実的に少なくなっているというのは紛れもない事実ですし、そういう意味で、これはちょっとずるいというか、言い方かもしれないですが、国のお金で給料を払って、家賃も払ってあげて若い力を呼べると。それは100人呼んだら100人みんな大活躍というわけにはいかないのは重々承知ですが、それでもいろんな若い方たちのチャレンジをこの町で繰り広げられていく、そういうチャレンジの姿というのは、地元の若手、若手といっても30代、40代、50代の人たちにとっても、もっと上の人たちにとっても、やっぱり力が湧くというか、元気の源にもなり得ると思うんですね。なり得るというか、もうなっているというふうに思っています。

そういう意味でも、今、町長からご答弁いただいたように、力を発揮できる体系、土壌というのをつくるということを、私もこれだけしつこく申し上げた以上、私もそこに力を注ぎたい

と思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、11番、北村昭彦さんの一般質問を終了します。

ここで15分間休憩いたします。

（午前11時08分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第6、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案に添付しております繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、令和5年第1回定例会にて議決いただきました繰越明許費で、事業費及びその財源について繰越し手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、事業ごとに説明をさせていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民台帳費の戸籍システム改修事業は、戸籍法改正による全国一斉のシステム改修となることから、改修日程に遅延が生じ、年度内に完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い、500万9,070円を繰り越しました。財源は国庫補助金及び一般財源を充当しております。なお、事業完了は年内を予定しております。

同じく3項戸籍住民台帳費のコンビニ交付システム導入・運用事業は、戸籍バンダーへの業務委託や証明発行実施テスト等の申込団体が集中し、システム構築の年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い、2,004万2,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源を充当しております。なお、事業完了は秋頃を予定しております。

4款衛生費、1項保健衛生費の公衆トイレ解体工事は、夏季観光シーズン前の中央海岸公衆

トイレ解体に向けて早期着手としたものの、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い、293万7,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源を充当しております。

6款商工費、1項商工費のプール設備改修工事は、高圧引込みケーブル及びキュービクル内の高圧負荷開閉器の交換工事で、停電や火災発生防止のため速やかな改修工事が必要であることから、一部部品調達に時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い、154万2,200円を繰り越しました。財源は全額一般財源を充当しております。なお、公衆トイレ解体工事及びプール設備改修工事は5月に工事を完了しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第7、報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

議案に添付しております令和4年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

6款商工費、1項商工費の砂丘橋点検業務委託は、点検調査業務を進めていく過程で詳細調査を行う必要が生じ、年度内に事業を完了することができなくなったことから、支出負担行為額251万9,000円の全額を事故繰越したものです。財源は全額一般財源です。なお、砂丘橋点検業務委託は5月に業務を完了しております。

7款土木費、5項河川費の普通河川清水川護岸整備工事は、仮設工に必要な資材の確保や護岸の養生施工に時間を要し、年度内に事業を完了することができなかったことから、支出負担行為額669万9,000円の全額を事故繰越したものです。財源は町債及び一般財源です。なお、普通河川清水川護岸整備工事につきましては5月に工事を完了しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律のほか関係法令等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日施行の改正が含まれていることから、御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

初めに、本改正案の概要をご説明いたしますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

今回の改正は、物価上昇等の現下の経済情勢等を踏まえ、税負担の軽減措置等の延長など3税目について改正するものです。

1点目の個人住民税については、農業所得や長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長、2点目の固定資産税については、大規模改修を行ったマンションの減額措置の新設のほか、平成28年熊本地震と平成30年7月豪雨に係る特例措置の適用期限の延長に加え、令和2年7月豪雨についても同様の措置を講ずること、3点目の軽自動車税については、環境性能割の臨時的軽減措置の終了と、種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長などが主な改正でございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきますので、添付資料と併せてご覧ください。

1ページをご覧ください。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例措置について、令和6年度までの適用期限を3年延長し、令和9年度までとするものです。

附則第10条は、地方税法附則第64条の削除に伴う引用条文の改正でございます。

2ページから3ページの附則第10条の2は、地方税法附則第15条の改正に伴う引用条項の改

正と、第25項は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置の新設に伴い、その減額割合をわがまち特例により参酌基準の3分の1と定める規定を追加するものです。

3ページから4ページの附則第10条の3は、長寿命化に資する大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告方法等の規定を第12項として追加し、それ以後の項について、本改正による繰下げと、地方税法施行規則附則第7条の改正に伴う引用条項の改正を行っております。

附則第10条の4及び附則第10条の5は、平成28年熊本地震と平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置について、それぞれその適用期限を2年延長し、令和6年度分までとするものです。

5ページから6ページの附則第10条の6は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置の新設に伴い、その適用を受けようとする者がすべき申告方法等の規定を追加するものです。特例措置の内容及び期限については、平成30年7月豪雨と同様でございます。

附則第15条の2と7ページの附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限が終了することから、規定を削除し、附則第15条の2の2は、附則第15条の2の削除に伴う条文の繰上げです。

7ページから9ページの附則第16条は、環境性能等の優れた軽自動車を新車で取得した場合、翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減するグリーン化特例の適用期限を、その取得した車の性能等に応じて2年ないしは3年延長し、令和6年度、令和7年度分までとするものです。あわせて、第3項から第6項の削除に伴う規定の繰上げと、地方税法附則第30条の改正に伴う引用条項の改正を行っております。

附則第16条の2は、附則第16条の改正に伴う引用条項の改正です。

10ページをご覧ください。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例措置の適用期限を3年延長し、令和8年度分までとするものです。

11ページをご覧ください。

改正附則といたしまして、第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、第2条及び第3条では、固定資産税及び軽自動車税の経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。



○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度御宿町一般会計補正予算第1号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

専決第2号 令和5年度御宿町一般会計補正予算第1号につきましては、国の新型コロナウイルス感染症の重症者を減らすことを目的としたワクチン接種体制確保事業への対応として、引き続き速やかにワクチンの集団接種を進めるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月1日に行いました令和5年度一般会計補正予算第1号の専決処分について、その承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,572万6,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,272万6,000円と定めるものでございます。

それでは、予算書の内容について事項別明細書に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の557万8,000円は、予定総接種回数と基準額から算出される新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種事業費用を国が負担するものです。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の1,062万8,000円は、集団接種回数と基準額から算出される集団接種会場に係る費用について国が補助するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、純繰越金48万円の減額は、今回の補正予算に対応するため調整するものでございます。

以上、歳入予算に1,572万6,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1節報酬から8節旅費の208万8,000円は、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続に伴い、5月から会計年度任用職員を1名配置するための所要額を計上するものです。

2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の1,363万8,000円は、5月から開始する重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方へのワクチン集団接種に要する経費で、3節職員手当の23万7,000円は職員の時間外勤務手当、7節報償費の244万8,000円はワクチン接種看護師等の報償を計上しています。

10節需用費の150万2,000円は、ワクチン接種に使用するアルコール消毒液等の消耗品、予診票等の印刷製本費、接種会場の光熱水費のほか、シリンジ等の医薬材料費を計上しています。

11節役務費の140万2,000円は、コールセンター等の電話料、接種券発送等に係る郵便料のほか、看護職賠償責任保険料等を計上しています。

12節委託料の687万8,000円は、医師、看護師への予防接種事業委託、巡回バス、電算システム改修委託等のワクチン接種に係る業務委託を計上しています。

13節使用料及び賃借料の107万1,000円は、巡回接種に係るタクシー借上料、コピー機やウェブ予約システムなど、ワクチン接種会場で使用する機器等のレンタル料を計上しています。

18節負担金補助及び交付金の10万円は、乳幼児及び小児のワクチン接種対応医療機関への支

援金で、それぞれ所要額を計上しています。

以上、歳出予算に1,572万6,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度御宿町一般会計補正予算第2号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、食費等の物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する生活支援を行うもので、令和4年度に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯等について、児童1人当たり一律5万円をプッシュ型で給付する特別給付金事業の実施を国が決定したことによるものです。

給付金については、5月中の支給開始が求められており、この事務を迅速かつ適切に実行す

るため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月21日に行いました令和5年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、その承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれに343万5,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,616万1,000円と定めるものでございます。

それでは、予算書の内容につきまして事項別明細書に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の343万5,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る事業費265万円及び事務費78万5,000円を国が全額負担するものです。

以上、歳入予算に343万5,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費の5万円は、事務に係る消耗品、11節役務費の9,000円は、申請や給付金の振込に係る郵便料及び振込手数料、12節委託料の72万6,000円は児童手当システム改修委託費、18節負担金補助及び交付金の265万円は、令和4年度の実績から53名を見込んだ子育て世帯生活支援特別給付金で、1人当たり5万円の給付費に係る所要額をそれぞれ計上するものです。

以上、歳出予算に343万5,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第11、議案第4号 夷隅環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

全町公園課長より議案の説明を求めます。

全町公園課長。

○全町公園課長(伊藤広幸君) それでは、議案第4号 夷隅環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく組合理約の変更に関する構成団体の協議でございます。

改正の内容は、夷隅環境衛生組合の正副管理者について、組合理約では各1人と規定されておりますが、執行機関体制の強化を目的として副管理者を2人へ改正し、また、本改正により、組合を組織する関係市町の全ての長が正副管理者となることから、関係市町における組合議員の選出等について所要の改正を行うため、組合理約の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によってご説明させていただきます。

議案に添付してあります新旧対照表をご覧ください。

第5条は、議会の組織及び議員の選挙について定めたものですが、第7条の執行機関の組織の改正に伴い、組合議員を、いすみ市は議長及び議員3人、大多喜町及び御宿町は議長及び議員1人とするものです。

第6条は、議員の任期を定めたものですが、組合議員の任期の規定から関係市町の長を削るものです。

第7条は、執行機関の組織について定めたものですが、執行機関体制の強化を図るため、副管理者を2人とするものです。

第8条は、執行機関の選任及び任期について定めたものですが、第1項において、管理者及び副管理者について選挙するとしておりましたが、改正後の第1項では、管理者について選挙

することとし、新たに第2項にて「副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもってこれにあてる。」としております。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和5年10月1日とし、また、この規約の施行の際、現に組合議員である者及び管理者について、改正後の規定により選任されたものとみなす経過措置を設けております。

なお、本案は、それぞれ構成団体で議決を得た後、夷隅環境衛生組合において千葉県へ規約変更許可申請を行い、許可後に同組合より規約変更の告示がされる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時半まで休憩いたします。

（午前11時53分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、伊藤博明さんが退席いたしました。

ただいまの出席議員は10名です。

（午後 1時30分）

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係法令等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

初めに、本改正案の概要をご説明いたしますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

今回の改正は、先ほどご説明いたしました専決処分による税条例の改正と同様で、令和5年度の税制改正により、主に2税目について改正するものです。

1点目の個人住民税については、森林環境税の導入に伴う賦課徴収方法の規定と、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る規定の追加、2点目の軽自動車税については、特定小型原動機付自転車区分の新設に伴う種別割の改正と、自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化などが主な改正でございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきますので、添付資料と併せてご覧ください。

1ページをご覧ください。

第34条の9は、森林環境税の導入に伴う改正で、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について、控除することができなかった金額を個人の町民税、県民税として納付できる規定に森林環境税を追加するものです。

第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年度と同様の場合、異動がない旨の記載によることができる規定を第2項として追加し、それ以後の項について、本改正による繰下げと引用条項の改正を行っています。

2ページから4ページの第38条、第41条、第44条は、いずれも森林環境税の導入に伴う改正で、第38条は、森林環境税は個人の町民税、県民税の均等割に併せて徴収すること、第41条は、個人の町民税、県民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加すること、第44条は、給与所得の特別徴収税額に森林環境税を追加することの規定をそれぞれ追記するものです。

4 ページの第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、6 ページの第48条、法人の町民税の申告納付、7 ページの第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続、8 ページの第98条、たばこ税の申告納付の手続、9 ページの第101条、たばこ税に係る不足税額等の納付手続は、いずれも地方税統一QRコードを活用した地方税の電子納付が開始され、対応する納付書の様式が地方税法施行規則に定められたことから、規定を追加するものです。

4 ページにお戻りください。

4 ページから6 ページの第47条、第47条の2、第47条の6は、いずれも森林環境税の導入に伴う改正で、第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて定めたもので、特別徴収から普通徴収への切替えの際、特別徴収税額が過納となった場合、個人の町民税、県民税として納付できる規定に森林環境税を追加するものです。

第47条の2は、公的年金等の所得に係る特別徴収税額に森林環境税を追加するものです。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて定めたもので、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額または仮特別徴収税額が過納となった場合、個人の町民税、県民税として納付できる規定に森林環境税を追加するものです。

8 ページをご覧ください。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率について定めたものですが、道路交通法において、電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の区分が新設されたことから、種別割のミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外する規定を追加するものです。本改正により、三輪以上の特定小型原動機付自転車は、第1号ア、50cc以下の原動機付自転車と同様になることから、税額は2,000円となります。

9 ページをご覧ください。

附則第15条の2は、自動車メーカー等の不正行為により生じた環境性能割の納付不足額に係る納税義務を不正を行った自動車メーカー等に負わせる特例規定について定めたものですが、税制上の再発防止策を強化するため地方税法施行規則の一部が改正され、納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げたことから、同様に改正するものです。

最後に、改正附則といたしまして、第1条では施行期日を定めておりますが、改正条項によって施行期日が違うことから、各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行することとするものです。

第2条及び第3条では、町民税及び軽自動車税の経過措置について定めるものです。



以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する法律が公布され、地方税の関係法令が整備されたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

初めに、本改正案の概要をご説明いたしますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

今回の改正は、大きく分けて3点ございます。

1点目は、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、課税限度額の引上げを行うこと、2点目は、物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、低所得者の負担軽減を図るため、軽減

措置の所得判定基準の引き上げを行うこと、3点目は、雇用保険受給資格通知の発行開始に伴い、特例対象被保険者等の届出に係る規定の整備をするものです。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第2条第3項及び第21条第1項は、国民健康保険税の限度額の見直しに係るもので、後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げ、20万円から22万円に改正するものです。本改正により、国民健康保険税の限度額は102万円から104万円となります。

第21条第1項第2号及び第3号は、国民健康保険税の軽減措置の見直しに係るもので、軽減判定所得額の引上げを行い、低所得者の負担軽減を図るものです。

2 ページをご覧ください。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に改正するものです。

第21条の2は、次にご説明いたします第22条の2第2項の改正に伴い、引用条項を改正するものです。

3 ページをご覧ください。

第22条の2第2項は、特例被保険者等の届出に当たり、雇用保険受給資格者証またはその他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示により対象の確認を行っていましたが、雇用保険法施行規則の一部改正により、雇用保険受給資格者証と同様の内容を記載した雇用保険受給資格通知がハローワークから発行されることとなったことから、提示書類として明記するものです。

次に、3ページから7ページまでの附則につきましては、引用条項を整理するもので、対応する法令の規定に併せて改正し、規定の適正化を図るものです。

最後に、改正規則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行することとし、第2項では、経過措置といたしまして、国民健康保険税への適用を令和5年度分からとする旨を明記いたしました。

なお、本改正案につきましては、去る5月15日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認いただきましたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第14、議案第7号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(金井亜紀子君) 議案第7号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、証明書等のコンビニ交付サービスの導入及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことから、御宿町印鑑条例の一部を改正するものです。

今回の改正は2点ございます。

1点目は、コンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明書の交付申請の際、窓口で提示するものに個人番号カードを加える規定の追加、2点目は、コンビニエンスストア等の多機能端末による印鑑登録証明書の交付申請についての規定を追加するものです。

初めに、証明書等のコンビニ交付サービスの概要についてご説明いたします。

コンビニ交付とは、コンビニエンスストアやドラッグストア等に設置されている多機能端末

機から印鑑登録証明書や住民票の写しなどを取得できるサービスで、本年秋からの実施に向け、現在準備を進めているところでございます。これにより、職場や外出先など全国のコンビニエンスストア等において、役場の受付時間外である土日や夜間にも証明書を取得することが可能となります。利用可能な日時は、年末年始や保守点検日等の利用できない日を除き午前6時30分から午後11時までで、取得できる証明書は、印鑑登録証明書のほか住民票の写しと現在戸籍及び附票となります。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第12条第2項は、印鑑登録証明書の交付申請について、申請者が窓口で印鑑登録書を提示することにより交付を行ってきましたが、コンビニ交付サービスの導入に併せ、役場窓口等においても印鑑登録者本人に限り、個人番号カードを提示することで印鑑登録証明書の交付申請ができる旨の規定を追加するものです。

第13条第4項は、印鑑登録証明書交付時の本人及び本人の意思確認について定めたものですが、第12条に同様の規定があることから条文を削除し、規定の適正化を図るものです。

第13条の2は、印鑑登録者本人が個人番号カードまたは個人番号カードの電子証明書の機能を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォンを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機を自ら操作することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨の規定を追加するものです。現時点では、個人番号カードの電子証明書の機能が搭載できるスマートフォンは、アンドロイドスマートフォンの一部機種のみとなっております。

2 ページをご覧ください。

最後に、改正附則といたしまして施行期日を定めておりますが、スマートフォンによるコンビニ交付サービス等についてはと、デジタル庁において現在準備中であり、利用開始日が未定のため、規則で定める日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第15、議案第8号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(殿岡 豊君) それでは、議案第8号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、転勤や出張等により一時的に消防団活動に参加できない場合に対応するため、休団の制度について条例上に位置づけるものです。

消防団員の安定的確保につきましては、全国的にも課題であり、御宿町においても消防団員の確保に向け、機能別消防団の検討をはじめ幅広い確保対策について議会からご助言をいただいているところです。こうしたことを踏まえ、子育てや仕事などライフスタイルの変化に柔軟に対応するため、御宿町消防団条例の一部について所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、お手元の新旧対照表をご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後になります。

第5条の2でございますが、一時的に消防団活動に従事できない事由がある場合、3年を超えない範囲で活動の休止、いわゆる休団できる旨の規定を追加するものです。

第13条につきましては、休団中の団員について報酬を支給しない旨の規定の整備を行っております。

最後に附則でございますが、この条例の施行日について公布の日とし、団員の弾力的な制度

活用の観点から、令和5年4月1日に遡り、適用をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、議案第9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） それでは、議案第9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、価格高騰の影響を受けている低所得世帯や子育て世代、また医療機関、介護事業者、公共交通事業者等に対する支援を行うほか、省エネ家電買い替え促進のための補助金対応、さらには砂丘橋の仮設床版設置工事、B & G 体育館設備事業の財源更正に係る地方債の増額など、速やかな事業実施に対応するための予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ6,778万3,000円を追加し、補正後の予算総額を38億394万4,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方債に関する規定でございます。

4ページをご覧ください。

地方債の変更につきましては、起債の目的はB&G体育館整備事業で、財源として、当初予算歳入予算で計上していたB&G財団からの海洋センター修繕助成金について、全国からの助成申請件数が多く、B&G財団の令和5年度全体助成額が想定を大幅に上回り、例年助成を受けていない市町村が優先されたため、令和5年度御宿町の助成は受けられなくなったことに伴い、1,730万円を追加し、限度額を5,430万円に変更するものです。

なお、事業の性質から、公共施設等適正管理推進事業債を選択し、充当率は90%、交付税措置はおおむね50%です。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,354万1,000円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として実施する各事業に対し交付金を充当するものです。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の36万9,000円は、放課後児童クラブ運営事務事業に係る経費の増加に伴い追加するものです。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金の505万3,000円は、放課後児童クラブ運営事業の経費増額に係る子ども・子育て支援交付金36万9,000円、県独自の給付金事業として、物価高騰の影響を踏まえ、習い事などに係る経費負担の軽減を図るため、小学校1年生から中学校3年生を対象とする子どもの成長応援臨時給付金事業の事業費323万円及び事務費145万4,000円を計上するものです。

3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の77万1,000円は、当初予算にて歳出計上している岩和田海岸公衆トイレ改修工事について、経費の2分の1が観光地魅力アップ整備事業補助金の対象となることから所要額を計上し、充当するものです。

7目教育費県補助金、2節教育振興費補助金の7万円は、県から令和5年度心のバリアフリー教育地域拠点校の指定を受けたため、推進事業の経費について交付されるものです。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子の9万9,000円は、令和

5年3月16日満期を迎えた財政調整基金5,000万円の定期預金を切り替えたことによる年利の変更に伴い、財政調整基金利子の増額分を計上するものです。指定金融機関である千葉銀行より、運用期間5年、預金利率が現行の0.002%の100倍となる0.2%のちばぎん満期日変更特約付定期預金の提案を受け、財政調整基金の性質や基金における安全かつ有利な運用の観点から、5年間の固定金利定期預金の運用に切り替えたもので、利子については6か月ごとの受取りとなり、運用利益の確保に努めています。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の3,274万4,000円は、純繰越金で、収支の不足に対応するため追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の2,216万4,000円の減額は、B&G体育館屋根改修工事に係る海洋センター修繕助成金が受けられないことが確定したことによる2,330万円の減額及び国の事業を活用した学校のDX推進のためのGIGAスクールにおける学びの充実事業委託料113万6,000円を計上するものです。

22款町債、1項町債、1目教育債、1節社会教育施設整備事業債の1,730万円は、第2条地方債で説明いたしましたB&G体育館整備事業について、海洋センター修繕助成金が受けられないことが確定したことに伴い、公共施設等適正管理推進事業債を増額し対応するものです。

以上、歳入予算に6,778万3,000円を追加しております。

10ページをご覧ください。

歳出予算です。歳出予算につきましては、事業ごとに説明いたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の20万円は、議会運営事務費の7節報償費で、現在、議会改革を進めていく中で、町民と議員のまちづくりワークショップを今年度2回予定し、開催に当たり、ファシリテーターに係る講師謝金を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費の241万1,000円は、町有財産管理事業において、須賀地先建物解体工事に係る処分費等に追加が生じたことによる設計監理委託4万4,000円及び建物解体工事91万3,000円、庁舎管理事業において、人事異動に伴い電話内線の増設が必要になったことから電話回線工事5万7,000円、庁舎裏側通路の路盤沈下が著しいことから、排水勾配を改修するための庁舎保守工事139万7,000円をそれぞれ計上するものです。

4目企画費の40万円は、地域公共交通運営事務事業において、エネルギー価格高騰に直面する地域公共交通事業者への支援として、バス事業者及びタクシー事業者へそれぞれ20万円の支援を行うもので、財源は国庫補助金です。

7目財政調整基金積立金の10万円は、歳入でご説明いたしました財政調整基金の満期切替え



に伴う利子増額分を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の3,857万7,000円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業に要する経費で、価格高騰による負担の影響の大きい令和5年度住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給するものです。昨年度実績から1,150世帯を見込み、消耗品やシステム改修等の事務費407万7,000円、給付金3,450万円の所要額を計上するものです。

2目老人福祉費の50万円は、介護事業者燃油価格等高騰対策支援金として、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている町内介護事業者1法人当たり10万円の給付金支援を行うものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の657万7,000円は、子ども成長応援臨時給付金事業に要する経費で、価格高騰の影響による子どもたちの習い事や体験活動に係る経費負担を軽減し、豊かな成長につながる機会を得られるよう、ゼロ歳から中学3年生までを対象に1人当たり1万円の給付支援の行うため、事務費180万7,000円、給付金477万円の所要額を計上しています。ゼロ歳から就学前までは国の交付金を活用し、小学1年生から中学3年生までは県補助金にて実施するものです。

12ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費の110万8,000円は、放課後児童クラブ運営事業に要する経費で、今年度から場所が小学校に移転したことに伴い公用車が必要となったため、車両の借上料23万8,000円、エアコン設置工事について、電気設備等の追加工事が必要なことから87万円をそれぞれ計上するものです。財源は国・県補助金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の70万円は、医療機関燃油価格等高騰対策支援として、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内医療機関の負担を軽減するため、1医療機関当たり10万円の給付金支援を行うものです。

3目環境衛生費の125万円は、地球温暖化防止対策事業の省エネ家電買い替え促進事業補助金で、電気料金の高騰対策として、一般家庭における省エネ家電への買い替えを促進するため、エアコン、冷蔵庫、電気給湯器、テレビを対象に、価格に応じて上限3万円の支援を行うものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は1,101万1,000円を計上しています。観光関係事務事業では、観光促進プロモーション等の観点から、優良海水浴場認定の更新を行うための認定料30万3,000円、アフターコロナに向け、持続的なビーチスポーツの大会誘致を図るため、ビー

チバレーボール大会振興事務委託125万円及びライフセービング大会誘致補助金75万円を新たに計上するものです。

観光施設整備事業では、現在、橋梁点検結果を踏まえ、通行止めとなっている砂丘橋について、夏季観光シーズン中の影響を勘案し、通行を可能とするため、仮設による応急的な復旧措置を実施する経費として、12節委託料の設計業務委託40万円、14節工事請負費の砂丘橋仮設床版設置工事341万6,000円、注意喚起用の看板等を作成するため15節原材料費10万円を計上するものです。

海水浴場安全対策事業については、海水浴場の開設に伴う監視員宿舍の確保が必要になったことから、海水浴場監視業務委託に479万2,000円を追加するものです。

4 月月の沙漠記念館運営費の185万6,000円は、暴風雨により破損している月の沙漠記念館屋根及び窓ガラスブロックの改修工事167万1,000円、企画展やイベント用のチラシ等作成するためのパソコン及びプリンターの劣化による不具合が生じていることから、新たに備品購入するため所要額18万5,000円をそれぞれ計上するものです。

5 目町営プール管理運営費の48万3,000円は、15ページをご覧ください。夏季町営プールの運営にあたり、当初予定していたプール施設監視委託について、協定を結んでいる国際武道大学から監視員の派遣が困難となったことから、会計年度任用職員での監視員配置に変更し対応するため、1 節報酬41万5,000円の増額及び12節委託料42万7,000円の減額を行い、17節備品購入費の49万5,000円は、業務用冷凍冷蔵庫が故障したため、夏季開園に向け新たに購入するものです。

14ページをご覧ください。

9 款教育、1 項教育総務費、2 目事務局費の113万8,000円は、学校DX推進のため、昨年度にタブレット端末を交換したところですが、今年度から本格的に活用していくにあたり、学校現場でのサポート体制の強化を図るため、国が推進しているGIGAスクールにおける学びの充実事業を活用し、コーディネーターを配置するため、報償費及び旅費について所要額を計上するものです。

2 項小学校費、1 目学校管理費の小学校管理事務事業78万3,000円は、昨年度購入したタブレット端末が転入による児童の増加や不具合の対応に時間を要することから、代替機が不足しているため、10台の追加購入について所要額を計上するものです。

2 目教育振興費の7万1,000円は、今年度、県から心のバリアフリー教育地域拠点校指定を受けたことに伴い、パラスポーツを通じた教育振興を行うための講師謝金及び消耗品を計上す

るものです。財源は県補助金です。

3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理事務事業61万8,000円は、2項小学校費と同様に、タブレットを5台追加購入するための経費39万8,000円及び人事異動に伴い中学校教員が2名増加したことによる12節委託料の校務用パソコン設定委託22万円をそれぞれ計上するものです。

5項保健体育費、2目体育施設費は、B&G財団修繕助成金が受けられないことが確定したことに伴う地方債への財源更正でございます。

以上、歳出予算に6,778万3,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。13ページの真ん中に省エネ家電の買い替えというのがあるんですが、もうちょっと具体的に説明していただきたいと思いますのは、省エネ家電買い替えというのは2通りあって、現在使っているのは省エネじゃないという家電を買い替えるというのと、それから新しく買うという2通りあると思うんですが、これはそういう色分けをするんですか、しないのかということと、先ほどの説明で、住民の皆さん、これから町民の皆さんにどんな形でこれを伝えて、恐らく議決してからだろうと思うんですけども、その2点だけ教えていただけますか。質問です。

○議長（土井茂夫君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 省エネ家電の買い替え促進事業についてお答えをさせていただきます。

まず、この買い替えというのはどういうことかということで、新規に買うもの、それから今あるものを買い替えるものを対象に考えてございます。この事業自体は、電気料金の高騰を踏まえて省エネ効果の高い家電の購入を支援することを目的にしておりますので、両方を対象にさせていただきますと考えております。

また、住民への周知ですけれども、直近のお知らせ版の掲載、ホームページの掲載あるいは回覧板等、ポスター等で皆さんに行き渡るように、周知できるように考えてございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。同じ今のページなんですけれども、観光関係事務事業ということの中に、12番委託料、ビーチバレーボール大会振興業務委託と。委託ということは、この金額、恐らくこの開催をするところに委託するんでしょうけれども、この125万円というのは、大会運営の団体に125万円丸投げなんですか、それとも使用目的を町のほうから示して使ってくださいということなのか、もしくは一般法人の観光協会のほうに委託料として出すのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、ライフセービング大会誘致補助金と。これはライフセービングですから、当然観光協会のほうに補助を出すんでしょう。ですから、この補助金について、過去にも協会のほうから、町から補助金としてもらって、その使用目的、詳細に明細を出してくださいということで出すと、これは補助金対象になりませんか、これは駄目ですか削られて、実際に金額が100%使用できないようなこともあるんですよというような話を聞いたこともあるんで、これについて、ライフセービング大会の誘致補助金というのは初めてですよ、今まで何十回と。だから、これについて私も1回目からずっと関わってきていたものですから、今回これをあれして、先般の議運でも説明を受けましたけれども、詳しく聞かせていただきたいなと思ひまして、よろしくをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えいたします。

ビーチバレーボール大会、ライフセービング大会の運営費等につきましては、当初予算に計上してあります。今ご質問にあるものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した継続的な大会誘致による観光業への支援を目的としています。

まず、ビーチバレーボール大会振興業務委託の125万円につきましては、町の砂浜を活用したビーチバレーボール大会の参加者の宿泊に係る宿泊施設の原材料費等の高騰部分を補助し、継続的な大会誘致及びアフターコロナに向けた関係機関との連携強化を図るため、宿泊費の価格高騰部分について補助を行う業務を委託するものです。具体的には、宿泊客1人当たり500円を宿泊施設に補助し、事務費として、その25%を委託を予定しております観光協会へ支払うというものでございます。

次に、ライフセービング大会誘致補助金の75万円につきましては、町の砂浜を活用したライフセービング大会は、今や町にとってなくてはならない事業です。このことから、原材料費の高騰分の参加者負担を抑え、継続的な大会誘致及びアフターコロナに向け、関係機関との連携

強化を図るため、宿泊費の価格高騰部分について補助を行うものです。具体的には、大会参加者1人当たり500円を大会主催である日本ライフセービング協会へ補助を行い、大会参加者の宿泊費の高騰部分への対応を図るものです。

答弁を終わります。

○議長（土井茂夫君） 貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 今説明を受けて、おっしゃるとおり、大変、宿泊関係者も、私も関わっておるんですけども、今までの料金では受入れが困難だと。正直言って、おっしゃるとおり五、六百円の値上げをしてもらわないと受入れができないよという声を宿泊関係者からも聞いておって、既に国際高等学校の宿泊を受けている、それも値上げをお願いして、そして今年からは400円か500円、どっちかちょっとははっきりしたことは覚えていませんけど、値上げをもらったということで、今そういう形で実施しております。

ですから、今これを支援してあげるということは、この事業が御宿町で継続していくのに非常に大事なことであって、喜ばしいことであるというふうに思いますけれども、ビーチバレーボール大会を主催する側のほうに、きちっとこの旨のことをくれぐれもお伝えしていただいて、ほかに流用することのないようお願いしていただかないと、宿泊受入れがこの金額ではできませんという施設も出てくるかも分からない。ですから、この点については、1人500円というお考えで町のほうから助成すると、この大会がこれからもこの御宿町で続くようにという意味で提供するのであれば、その旨をはっきりと先方に伝えていただきたい。

特に、ビーチバレーは宿泊が少ないんですよ、ライフセービングと比べると。やはり近隣の人たちが参加しますからね。ライフセービングの場合は、関東大会あるいはインカレ、大学生の選手権、大学生の選手権は全員が宿泊します。今年は特に大きな宿が2軒も廃業してしまったので、御宿に泊まる人は受入れができないという部分で、勝浦とか大原のほうに分散する可能性があるということなので、その辺について、できるだけ御宿に泊まってもらうように工夫を、我々も宿側の業者にしても工夫をして、できるだけ御宿で、こういう支援金を出すのであれば御宿に泊まってほしいと。あるいは泊まるだけじゃなくて、これからも引き続きまた御宿でやってくださいという誘致の目的もそこに含まれているというようなことであれば、はっきりとこの費用を提供する相手先にお伝え願ってしていかないと、せっかく町の財政の中からこうしてやってあげる、町のためにということが、かえって無駄になってしまったということのないように、ぜひこれは、はっきり申し上げて、御宿に宿泊できないで、よその地域に宿泊しちゃったということにおいては非常に残念なので、もっとこれから先、御宿で受入れができな

い場合に、どこか町有地に簡易宿泊のテントとか、あるいはトレーラーハウスとか、そういうものを設置してでも御宿で大会でき、御宿に宿泊できるというような方法でお願いしたいなどというふうに思っています。

これについては、ぜひ観光協会と密な連絡を取り、協議をして、今年からじゃなくて、今年だけです、こういう支援を出すのはということなのか、これからも御宿で、ぜひこの御宿の海岸を利用した大会を続けてもらいたいということであれば、皆さん参加した人の声を聞くと、勝浦にやむなく泊まって参加した人なんか、やっぱり不便だと言うんです。御宿が一番いいと、御宿だったらそのまま手で持って道具を現場に持ち込みができるということですね。

ですから、そういう条件があるので、これを無駄にしてはいけないなど。そのためには宿泊受入れ体制を十分整えると。その中で、海のホテルも営業していない、大きなところは2軒、3軒とやめてしまっているという中で、何とか、先ほど言ったようなトレーラーハウスとかテントとか、そういうので御宿で泊まって大会ができるような、そういう環境づくりも、これから考えなきゃいけないなどというふうに感じていますので、ぜひ、この助成金を出すにあたってお願いするほうについては、今年だけのことじゃありません。引き続いてこの大会を御宿町でやってほしいんだと。

正直言って、いろいろなところから大会があると来ているんですよ。静岡だとか愛知県のほうからも来ている、実際に。だけどやっぱり御宿がいいと、学生の中では御宿が一番いいんだというようなことを言っていますので、それをよそに持っていかれないように、これは町挙げて、我々関係者だけじゃなしに、町の指導も受けながら、この事業は御宿でやってほしいなどというふうに思っていますので、十分この使用に当たってはお伝えいただいて、意とすることを酌んでいただいて継続できるようにしていただきたいなど、そのようにお願いします。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。13ページの地球温暖化防止対策事業の省エネ家電買い替え促進事業補助金、堀川議員さんからもご質問ありましたが、対象者数はどの程度見込まれているのか、また申請者に対しての所得制限等の規制を考えられているのか、人数に達したから先着順で対象から外れますよとか、そういう募集の方法をするのか。今、電力の価格高騰で家電を買い替えなきゃというお話をよく聞くんです。そうなったときに、3万円補助ということで単純計算しても40件ぐらいなんですよね。足りるのかなというのが一番の心配なところ

ると、募集をかけて、先着順ですよということで対応していくのか、そういったところをはっきりしていただかないと、広報の仕方等で混乱が生じるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 省エネ家電につきましては、先ほど大まかに対象だけお答えさせていただきましたので、田中議員さんの質問の中ではもう少し細かいところをご説明させていただきたいと思っております。

まず、この事業につきましては、現在、県も実施しております、このキャンペーンが8月で終わってしまうということと、また、それがキャッシュレスのポイントがつく事業であるということで、御宿町についてはこれを利用できない方もいらっしゃる。それで、8月で終わってしまうので、引き続き御宿町ではもう少し簡易な方法で利用できるよということ、12月ぐらいまでを対象に補助を続けたいということで、今回予算化を提案させていただきました。

対象のものにつきましては、エアコン、冷蔵庫、テレビ、電気給湯器、この県が実施しています4項目を今現在見込んで準備を予定しております。

また、1件3万円ですけれども、それぞれの品物によりまして価格帯が違いますので、おおむね平均的に見まして、50件程度を補助したいということで予定をさせていただいております。

あと、所得制限等につきましては、特に今のところは考えてございませんけれども、住民の方で滞納のない方というようなことで今のところは考えてございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 今、県がやっているということで、県の申請以外の方が対象となるかなということだと思えますけれども、簡易な方法ということなんですけれども、募集期間がいつまでで、その中から何名の方が対象ですよというやり方なのか、来た順にどんどん補助していくのか、そのところがちょっと心配です。遅く出したら該当しないんだよとか、そういうことがないのかと、あとは超過したらその分また町としては対策を考えるのか、その2点について確認させていただけますか。

○議長（土井茂夫君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） この対象期間につきましては、県が終了する7月の下旬、具体的には県が17日で終了しますので、速やかに始めたい。それから年末、12月下旬頃まで、

約5か月の間を設置の対象としたいと。それから、対象者については先着ということで、先に設置された方から順次補助をしていくというような方法を考えてございます。

あと、予算につきまして、到達してしまったらということでございますけれども、申請の状況を見まして判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 内容を変えますが、13ページの海水浴場安全対策事業なんですけれども、監視業務委託の中で、新年度予算を見ますと1,300万4,000円が計上されています。今回479万2,000円ということで、3割以上増額されているんですけれども、この増額の要因というのは何なのか、そのことについてご説明をお願いいたします。

それに関連して、観光関係事務事業の中の優良海水浴場認定料について、これはどういったものなのか。

この2点についてお伺いします。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

初めに、海水浴場監視業務委託の479万2,000円の増額について説明します。

海水浴場の開設に必要な監視員、ライフセーバーですが、専業として従事している者は非常に少なく、大学生の部活動として所属しているライフセーバーが大半であり、部員の確保は流動的で非常に厳しい状況となっています。

御宿町では、拓殖大学ライフセービング部の学生が監視員として活動を行っています。新型コロナウイルスの蔓延によって、近年では感染症対策を講じておりましたが、今年度は感染症2類から5類へと移行のあるものの、昨年とほぼ同様の対策を講じていただけないと部員の活動は認めないという拓殖大学ライフセービング部の顧問の先生より連絡がありました。このため、安全な海水浴場の開設のため必要と判断し、経費を計上するものでございます。具体的には監視員1人1部屋での宿泊の費用でございます。

続きまして、優良海水浴場認定料30万3,000円について説明します。

これは、公益財団法人日本ライフセービング協会が海水浴場の安全性に対する総合的な評価を行うもので、評価結果は、有識者によって構成された海水浴場安全性評価特別委員会によって審議され、基準を満たした場合にのみ、日本ライフセービング協会認定海水浴場として認定されます。国際基準を満たした安全な海水浴場として、アフターコロナで交流人口の増加が見



込まれる中、他の海水浴場とは違う一步ぬきんでた海水浴場として、広く周知、広報、誘客が図れると考えられるため実施するものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） すみません。先ほど藤井議員さんが一般質問されていたんですが、その中で確認が取れなかった部分があったのでちょっとお聞きしたいんですけども、11ページの町有財産の管理事業についての補正で、これは95万7,000円、町有財産管理事業、場所をお聞きしようと思ったんですが、先ほど藤井議員さんの一般質問の中の場所と同一でしたので、解体後の利用はどのようなことで検討されているのかということをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 具体的に申しますと、当該地についてはご存知だと思うんですけども、須賀の、この予算では全部きれいにならないんですよ。表に面する、道路に面するところを解体して、処分処理するということですね。町有地ですから、今後の活用については以前も議会等に出ておりますけれども、周辺の境界地がまだ明確でないということで、この土地のみならず、やっぱり町有地の活用計画が当然必要でありますので、今、具体的に地目別に整理して、これからの活用計画をこの当該地を含めまして全体計画を立てていきたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。前段者と重なるんですけども、2点質問させていただきます。

まず、11ページの、今出ました町有財産管理事業で95万7,000円、須賀の2208のあるところ、これは四、五年前から、町が住民の皆さんにきれいにしましょうと言って、一番汚いところを持っているのは町ですよと僕は何度も言っていて、普通だったら当初予算にあるべき、このぐらゐの金額でしたら当初予算を何で組めなかったのかということ、何で今、中途半端な時期に中途半端な解体費用が出てくるのか。

ということは、僕は承知なんですけれども、前のところを壊すという認識でいるんですけども、後ろは壊さない。今、町長から答弁あったように、浜の2163と須賀の2208の地積測量図の決定は、町の単費で大金をかけて今やっているわけですよ。じゃ何のために町の単費でや

るのかといたら、グランドデザインという言い方を前からしているんですけども、それを決めて、これは町がやれるようなところではない。ということは、企業なり力のある一般の方にコンペで、公で早く確定測量をしてもらって、部分的に進めていかないといけない案件だと思っているんです。本当によろしく、なぜ今なのかということは、汚いからクレームも相当多かったから、ここに出してくるのかというのはちょっと定かではないんですけども、一刻も早くこれはきれいにしていきたい。

活用方法にしても、もう今の時点から、この場所に限らず、あそこの周辺、もう確定すらできるかどうかあやふやだということ、僕の情報でちょっと聞いているんですけども、本当に大丈夫なのか。確定できるのかということも疑問ですし、町が本気でこの場所を、虫食いになっているので、たどり着けないところもあるし、民地もあるし、企業が持っていて、にっちもさっちもいかないところもあるし、相当地図混乱区域なんですね、この場所。その辺も承知に上で本当に大丈夫なのかというのを、担当課より町長のほうに、まずお答え願えればと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） いずれにしましても、今現在進行中でございますので、しっかりとやらなければいけないという考えで進めておりますので、そのように対応していきたいと思えます。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） ぜひ、御宿の将来がかかっていると言っても過言ではない。今でいう須賀から浜にかけての海岸道路は、富裕層の人をはじめ、移住・定住を考えている人たちもやっぱり注目を浴びていて、前にも言ったかもしれませんが、移住・定住を促進している割には御宿町は不親切だと。なぜかという、空き家バンクには全く物件が上がってこない。じゃ町でどこか紹介してくれるのかという全く紹介してくれない。そんな不親切な町があるのかという、皆さん不動産業者の方からお叱りを受けているんですよ。だから、我々がどうのこうのというよりも、これは町の責任で、町がしっかりと公の場でコンペを行って、個人でも法人でもいいですから計画書を出してもらって、理にかなうところに賃貸なり売却、賃貸は駄目でしょうから、売却でしっかりとやっていただきたいと思えます。その辺は担当課長からの入りでしっかりとやってください。答弁はいいです。

もう1点ですけども、13ページの観光施設整備事業ですね。設計業務委託と砂丘橋の仮設床版設置工事、これも普通でいったら四、五年前から、議会の中でも議長がその辺は明るかつ

たから、何とかしたほうがいいんじゃないかと、結果は出ていたわけですよ。はっきり言ってどうしようもないと。架け替えるしかない。それが先送りになって、一般の人が言うなんちゃってすのこは、別に強度が分散されるわけでも、裏づけなかったことを証明したことになっちゃうんですけれども、この間の協議会で、月の沙漠記念像に近い9メートルの補修で何とか夏に間に合わせられるということは協議会で聞いたわけですが、そもそも論として、この400万円の金額を、また、この補正予算で出てくるということもおかしな話で、5月の協議会では全くこの話はなかったはずで、6月の協議会で、多分クレームがひどかったからだと思うんですけれども、間に合わせ工事で400万円計上すると。これは御宿の夏とはいえども、今の御宿の夏って、僕らも商売をやっている分かりますけれども、10年前とはがらりと変わって、ふだんとさほど変わらないわけですよ。宿泊と観光客が多少増えるぐらいですけれども、実際、コロナ禍のせいもあるのかもしれないですけれども、近隣でいったら、守谷海岸からしてみたら守谷海岸の半分も来ていなくて、数字からいけば7、8月で5万人とか6万人、観光地と呼べないですよ、実際問題。ただ、流動人口がいますから一概にははかれないし、宿泊も埋まっているから、一部の商売をやっている方たちからしてみれば、夏が来ているのかもしれないですけれども、一般の商店街の人からしてみたら、さほど変わらないよ、ふだんと変わらないよな状況があって、夏に焦点を当てる時代は終わったんじゃないかと僕は思っているんです。

ということは通年観光を、町長も通年観光、貝塚議員さんもよくうたっている通年観光が大事なわけで、でも通年観光といっても、12か月万遍なく御宿に人を呼べるかということ、呼べないですよ。何もないわけですよ。でも、何もないのがいい人たちというのもいるので、俗に言う今夏というよりかも、春とか秋の食のいいときに結構週末とかにぎわう傾向にもあると思うんです。

400万円を別に僕は反対するわけじゃないんですけれども、この間の協議会の答弁だと、12月にまた新たに設計費の臨時議会と12月に補正予算案、金額はまだオフレコかも、オフレコではないですね、表に出ている金額で1億円ぐらいかかるんじゃないかなと言われているのを、それを進め方がちょっと、町長、あらっばしいんじゃないかなということも僕は思うわけで、これは完全に当初予算の話で、1億円だったら1億円、当初予算に組むべき。今回の当初予算には組めないで、来年度の当初予算に組むべき話で、間に合わせで400万円の補修工事で、何か月乗り切るのが分からないんですけれども、もし本工事の予算を12月に取るとしたら、完全にどぶに捨てるような話になるわけで、世間から見ると。それはちょっとまずいんじゃないかなと。

一番の問題は、まず12月臨時議会で設計費用というよりも、通常、普通に考えたら、3者お付き合いのある会社だとかコンサルだとかを入れて青写真を3通り、この間ほとんどの議員の皆さんも同じような意見で言っていたわけですが、1者の設計費用じゃなくて、木の橋を造る話もあるだろうし、もっと違うローコストのやり方もあるんじゃないか。3パターンぐらいを、まずは付き合いのある企業に出してもらおうような方法から入らないと、ちょっとまたおかしな話になるんじゃないかと懸念しているわけです。その辺をちゃんと執行部はじめ町長が、来年の夏に是が非でも間に合わさなきゃいけないからこのスケジュールというのは、僕はなしだと思えます。きちりこの400万円で補修して通れるようにして、じっくりやって当初予算でしっかりやるべき話だと僕は思っています。

今の現状、知っていますか。勝手に若者たちもあの橋を渡っちゃっているんですよ。平気で渡っていますよ、週末とか若者たち。だから、それは早急に、あれだったら全然またいで渡れちゃいますから、それを許すというのもおかしな話なんですけれども、見ちゃったのでこの場で言わせてもらっているんですけれども、簡単にすっと通り抜けちゃう。年寄りだとか常識のある人は、通行止めとしてあるから行かないでしょうけれども、早急に、この400万円はもうしようがない、夏に間に合わせて、いろいろなところからクレームがあるだろうから、それはそれとしても、今後の話はぜひ慎重にもう一度、まだ協議会もありますから、そのときに考え方を、単眼的な考え方じゃなくて複眼的な考え方にしてもらわないと、常識的に考えて1億円の12月の補正予算取れないですよ。どこを削るんだと、御宿町はそんなに裕福な町なのかという話になるわけです。どこをどうやって削ったら1億円がぽんと、それは優先順位があるのかもしれないけれども、それはちょっと乱暴な話で、丁寧な説明、計画を立てていただかないと、それは多分、議会側も納得いかないような見解は、またけんけんがくがくとするんじゃないかと。その辺なんですけれども、全体的なこと言ったので、町長のほうからその辺に関してお答えいただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） こういう議会の場でご意見がございましたので、しっかりと私もお答えさせていただきますけれども、まずは議員の皆様方お一人お一人いろんなご意見をお持ちですよね。当然のことですけれども、今、滝口議員さんおっしゃいました町づくりの考え方あるいは観光に関する考え方も、今の現時点の砂丘橋を捉えた考え方は、私と全然違います。はっきりと言っておきますけれども、ここで私は言っておかなければいけないことが幾つかありますけれども、そういう中で分かりやすいところから言いますと、今回の補修工事の内

容については、今調査をお願いしている会社からは、1年は無理だと、この補修工事を行ってね。それが1点ありますけれども、それと、私自身はあの砂丘橋の存在性は非常に重要だと、非常に貴重なところにあると。先人が町づくりにおいて、月の沙漠記念本館と月の沙漠記念像を結ぶあの砂丘橋、あの一体感というのは、あれは壊してはいけない、私はそう思っている。そういう意味でこれから、それと期間的なものは、やはり私は現在の状況は、かつて観光御宿とありましたけれども、今お客さんか少なくなっておりますけれども、やはり半年、1年、2年、この間、あの橋が通れないというのは非常にきつい。観光関係の方々、また住民の皆さん、そういう方々に非常に不自由というか迷惑もかかるし、全体として、私はあの橋は、今回のある程度の予算額が、先々の、この前、大方のことを申し上げましたけれども、それを投入してもやるべきだと考えております。

そういう中で、取りあえず半年から、あるいは7か月ぐらい、8か月ぐらいになるかも分かりませんが、この補修工事をやらせていただいて、それに続いて本工事の検討をさせていただく。その発注の仕方とかそういうことは、しっかりと広く検討していかなければいけませんけれども、あそこを、例えば砂丘橋をなくして、ほかの全体構造というか、形で何かをやるという考えは私にはありません。そういうことでできるだけ早く、先日も申し上げましたけれども、1978年に設置しまして45年ぐらいがたっていますから、現在、川を渡っている両端にある橋台はほぼしっかりしている。橋柱も、真ん中にある柱もしっかりしている。それをつなぐ主桁も、幾分か補修が必要ですがもしっかりしているということで、あとは床版と上の欄干と高欄ということで、そういう補修の中の対応になると思いますけれども、そのように考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 町長、僕は橋をなくせなんて一言も言っていませんよ。必要だと思っていますよ。だから、大事なら急がないで丁寧に物事を進めてくれということを行っている視点から、全く的外れた答えしか返っていないんですよ。工事をやる期間、半年は通行止めになるんですよ、通れないんですよ。だから、そういうことを覚悟して、丁寧に一番いい方法であそこに橋を架け直すと。町長も公約で言っていますよ。月の沙漠公園の整備ということは、橋だけじゃなくて月の沙漠公園を、いかにもうちょっと有意義な公園みたくするのか。それと、月の沙漠記念館、月の沙漠通り、このヤシの木一帯も含めて、どうせやるなら時間をかけてでもやるべきだということを言っている。コンサルがこれを補修して1年とかという、そんなの

もそのコンサルの言い分で分からないですよ、実際問題。何年か前に、もう駄目だから橋をやり直したということを言っていたコンサルから新たなコンサルを入れて、二重にコンサル料も払っていると思うんです、多分。

そういうことじゃなくて、それを先送りにしていたことが問題で、今ここに来てクレームが多かったと思うんですよ、急にストップしましたからね。それはもう分かり切っていたことだから言っているんですよ。それは別に、我々の責任も踏まえて早急にやらなきゃいけないという事は、もう5年前から言っている話で、今さら急いで別にそこを1億円、ましてや交付金だとか補助金を使えることだって考えないといけない。

この間の話だと単費ですよ。橋がなくてもいいという人はいるんですよ、観光に関係ない人だとか全く。僕の知り合いでも要らないと言う人もいるけれども、いやいやそれは要るでしょうみたいなことは、僕は反論はしましたけれども、親しい中でも要らないと言う人もいる。1億円かけては要らないだろうみたいな。でも、橋の工事って意外と、公共工事も含めて、安全性も含めて、意外とお金のかかることは、大体政治に携わっている人は分かっているわけで、それならば、違う橋も傷んでいるところが何か所かあるのは前々から聞いていますけれども、それもすっ飛ばしてここだということが急に決まったということに、僕は異議を唱えているんです。

じゃ、これは当初予算でなぜやらなかったんだみたいな、町長の思いがあるんだったら、この3月の当初予算で何で組まなかったか。コンサルに言われたから、危ないからどうのこうのって、実際問題渡っていますよ、若い人たち。それはいいのかみたいな、僕はこの場で言ったから、産業観光課長も困ると思うんですけれども、何かしらの対処を取らないと平気で渡っていますよ。夏なんか、補修工事で通れるようになる予算があるかもしれないけれども、通れないとしても平気で渡る人は多分大勢いると思うんです。

先ほど言ったツキミソウがいいか悪いかも賛否があるんですよ。町長、知っていますか、ツキミソウ、外来種ですよ。やっている方たちには大変申し訳ないんですけども、僕の私見なんですけれども、園芸をやっちゃっているんですよ。月の沙漠自然公園は、自然に生える海浜草だとかそういうものが合っているんであって、写真を撮るために、黄色いツキミソウがきれいだから、写真、絵になるという話でも、文化的に言えば僕の見解ですけども間違いで、それをやったら一流にはなれないみたいな話も、一部の詳しい人たちの間では分かるんですけども、知らない人たちは、本来なら昔のツキミソウというのは、白い花やピンクとかで、今はあそこへわざと植えて、よそから持ってきたのを植えて、黄色い花で写真を撮ってきれいだ、

そのレベルなんですよ。

だから、全体も含めて、月の沙漠公園と橋と記念館、今、イベントをやっている方たちもいますけれども、なかなか苦戦していますけれども、やはり難しいんでよ、何かやるというのは。だから、橋を架けるのも大金がかかるし難しい話で、勝手なことというか、僕の本音を言っているんですけれども、1つ聞きたいのが、1億円かかるという、どこをどうやって削ってそのお金をつくるのか、ちょっと、そこら辺はどうするのか、そこが一番気になる。よろしく願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その前に、1点は、経過に関して申し上げておきますと、議員協議会でも申し上げましたけれども、1978年に設置しまして、初めてあの橋に手をかけたのが昭和61年ですか、塗装に関する補修工事をやっています。それから、平成26年にあるコンサルさんに調査をしていただいて、そのときは報告の内容は、危ないとかということほとんど書いてない。懸念されるとか、将来架け替えが必要だとかということに記載されておりますけれども、だから一つ言えるのは、平成26年から、現在令和5年ですけれども、約9年間たっていますけれども、この間の老朽の進捗が非常に激しかった、早かったということは言えるのかなと思います。

そういう中で、令和5年になって1月に今回の調査をお願いして、3月ぐらいになるともう少し詳しい調査が必要だということで、今回、繰越しで5月30日までかかったわけでございますから、そういう中で専門家、我々にとってみれば、我々は素人も分かりませんが、ある程度調査費を出してお願いしているんですから、そういった方々のご意見は尊重しなくちゃいけない、通行止めにしたほうが良いということで、通行止めさせていただいたわけでございます。そういう経過がありますのでご報告はさせていただきます。

また、事業費については、それはこれから詳しい内容は検討しますが、補助金なり起債なり単独財源、単費、いろいろありますけれども、とにかくいろんな事業がある中で、どこをどういうふうにして詰めて、あるいはどういうふうにして収入を考えると、これからやっていますけれども、ただ、あそこの補修は町の行政の中でも非常に大事だと。それもあまり長い期間あそこを止めるわけにはいかないという考えの下に、今後この事業に当たっていきたいと考えています。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 最後に一言だけ言わせてもらいますけれども、今の執行部の進め

方に非常に不安を感じるわけです。予算のこともそうですし、進め方、全く僕らに理解できない進め方をしている。

ということは、皆さん言っていましたけれども、やはり3パターンぐらいお金払ってでも、例えば100万円でも200万円でも払ってでも3者に出してもらい、まずは青写真を。そこから入札なり設計費用を、それからでも遅くないと思うんですよ。時間はかかっちゃうかもしれないですけども、今まで5年間、悪い言い方かもしれないけれども、ラッキーだったじゃないですか。5年間平気で通っていた。

今、海水浴の時代というのはもう終わっているわけですよ。それに携わる業種の方もいらっしやるけれども、民宿という言葉は死語なんですよ、全く。どこへ行っても聞かない、民宿という言葉は。そこを成長させるんじゃなくて、違う新たなものにチャレンジしなきゃいけないというのは民間的な考え方で、役所としては面倒くさいことは二の次になって、やりたくないんだらうけれども、こればかりはやらなくちゃいけないので、そこを言っているんですよ。

だから、別に補修のこの予算がどうのこうのじゃない。それをするんだったら、1年間もたせましょうよ。そこから当初予算で、ゆっくりというか、いいものを造りましょうよということをお願いしているわけです。それはまた議員協議会でけんけんがくがくとやりたいと思うので、この辺で終わりにしておきます。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。2点だけ、13ページの放課後児童クラブの運営事業の中の車両借上金ということで、どのような車で、どのような使い方を想定されているのか。必要に応じて子どもさんを乗せたりもできるのかどうなのか、その辺、少しに気になったので教えてください。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 放課後児童クラブ運営事業の車両借上料の話ですけども、こちら、現在児童館に公用車の用意がございません。しかしながら、放課後児童クラブを御宿小学校に移動した関係で、主に児童館長、ほかの職員も、児童館と小学校、また役場に事務の関係で来たりするときに、移動には自分の車を使っておりまして、そういうものを解消、事故の心配もございまして、もちろん費用負担の問題もあるので、軽自動車を1台リースをするための予算でございます。



お子さんの移動に関しては、基本的には親御さんをお願いするので、本当に緊急の用でなければ、お子さんなどを乗せるような想定はございません。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。今回のこの件については承知いたしました。かなり何年も前から、布施小学校エリアから放課後児童クラブを利用されたいという方に対しての送迎というか、足がないという問題については、ずっと課題としてあったと思うので、この車で使えたらいいな、難しいだろうけどなど思いながら、一応確認をさせていただきました。

人数も、今そういうニーズがあるかどうかは伺ってみたいと分らないと思いますが、大した人数ではないけれども、ニーズとしてはこれまでの傾向を見ていると何件かはあると。御宿小の子だけが行けて、布施小の子は、そもそも親が見れないから放課後児童クラブに預けたい、なのに親が仕事を結局休んで送迎しないと、放課後児童クラブが使えないという本末転倒な状況がずっと続いていて放置されているということは、改めてご認識していただいて、布施小、あと1年半になってはおりますが、日々の生活としてお困りの方が今本当にいるかどうかというのは、もう一回、今の親御さんたちに聞いてみたいと分かりませんが、少なくとも去年ぐらいまではまだそういう方がいらっしゃるということは耳に入っておりますので、これを契機に、改めてこの問題についてちょっと考えていただければなと思います。ご答弁は結構です。

あともう一個、学校関係で、これは教育課になるのか、GIGAスクールですね。15ページ、コーディネーター謝金等々ということで、100万円以上の金額が出ている。この辺についてももう少し、どんな方が来て、どんなことをやっていただけるのかなんていうのは、お聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、GIGAスクールにおける学びの充実事業についてご説明いたします。

こちらについては、先生方が授業の中で入れたタブレットをどうやって使っていこうかを相談できる場所ということでのコーディネーターの雇入れのための予算になります。これについては、国が事業者に一旦費用を下ろして、その事業者が募集をかけてやっている事業に申し込んだところです。これについては、大本は国から来ているお金が、全て国から頂いているお金を基に、これを募集してつけていただいたということでございます。ですので、内容については、先生方が授業の中でどういうふうに使っていけるかというものを相談したり、困ったことを随時相談できるような体制づくりのための費用ということでございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。そういう意味では、せっかくこういう方がついてくれるんだから積極的に活用しようねという、先生たちのやる気次第と言ったら言い方はあれですけども、使わなきゃ損ということだと思いうので、その辺は、ハッパをかけるという言い方はあれですけども、親御さん等々も関心のある方たち、今増えていると思いますので、ぜひ先生たちだけではなくて、親御さんからもアイデアを伺ったり、その辺もやっていただかないと、取り越し苦労かもしれないんですが、せっかく呼んだのに、あまり活用されないで1年終わっちゃったねなんていうと、とてももったいないなと思うので、すごく大事なところで無限の可能性があるところだと思いますので、その辺を私も含めて気にかけて、上手に使えるのかなということを気にかけていけたらなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで15分間休憩いたします。

（午後 3時15分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第17、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、立野暁広さん、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、田中弘美。

紹介議員、立野暁広。

御宿町議会議長、土井茂夫様。

請願事項。

2024年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教育費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決します。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、立野暁広さん、賛成者、北村昭彦さん、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（土井茂夫君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） なしと認めます。

立野暁広さん、登壇の上、説明願います。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号、令和5年6月14日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、立野暁広。賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第18、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦さん、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(11番 北村昭彦君 登壇)

○11番(北村昭彦君) 11番、北村です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、田中弘美。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、土井茂夫様。

請願事項。

2024年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会にお

いて採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2024年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1. 災害からの教育振興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子ども達が地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 既存校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること
7. Society5.0にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること、など。

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(土井茂夫君) お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦さん、賛成者、立野暁広さん、発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(土井茂夫君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(土井茂夫君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) なしと認めます。

北村昭彦さん、登壇の上、説明願います。

(11番 北村昭彦君 登壇)

○11番(北村昭彦君) 11番、北村です。議長よりご指示がございましたので、ご説明いたします。



発議第2号、令和5年6月14日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、立野暁広。

国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和5年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、2件の報告と9議案をご審議いただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただきまして、閉会の運びとなりました。ここに厚くお礼を申し上げます。

審議の中で頂戴いたしました貴重なご意見を踏まえながら町政運営に努めてまいります。議員の皆様におかれましても、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げますとともに、これから暑い季節になってまいりますので、体調など崩されないようお願いを申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

以上で令和5年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 3時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

署 名 議 員 田 中 と よ 子

署 名 議 員 立 野 暁 広